

(案)

資料 3

千葉県公民館運営における社会教育法  
第 2 3 条の解釈適用について（例示表）

千葉県教育委員会事務局生涯学習部  
生涯学習振興課

(案)  
例示表について

1 この例示表は、昭和58年3月28日千葉市社会教育委員会議の答申及び平成30年10月〇日の答申の趣旨に即して作成したものである。

2 この例示表は、社会状況の変化等により、変更の必要が生じた場合は加除訂正をおこない、実際場面に適応できるようにするものとする。

ただし但し、別記の社会教育委員会議答申の趣旨と著しくへだたりのある加除訂正をおこなう場合は、社会教育委員会議の協議を経ておこなうものとする。

3 この例示表及び、これに類似する事項について使用利用者との間に起きた問題については、生涯学習振興課当該館において適当な機会に公民館運営審議会に報告し意見を聴取するように配慮されたい。

~~(なお、その際の意見を記録し、保存しておくことが望ましい。)~~

~~昭和58年4月~~平成30年〇月

(案)  
— 例 示 表 索 引 —

1. 第1項第1号にいう「営利」関係について .....	3
2. 第1項第2号にいう「特定の政党の利害に関する事業」関係 について .....	5
3. 第1項第2号にいう「公私の選挙に関し、特定の候補者を支 持すること」の関係について .....	5
4. 第2項にいう「特定の宗教活動」について .....	6
5. そ の 他 .....	7

(案)

○ 社会教育法第23条適用による公民館の運営方針

例 示 表

1. 第1項1号にいう「営利」関係について

事 例	見 解
会社、商店等が営利、宣伝を目的として行う事業のための会場使用。	許可しない。
会社、商店等が商品を直接販売する場合。	許可しない。
会社、商店等が直接販売はしないが、商品の展示、試験、試食等を行う場合 (間接的販売)	許可しない。 (間接的販売になるものと解する。)
会社、商店等が営利、宣伝等を目的とせずに行う事業の会場使用。	営利事業を援助する行為となるので許可しない。 (但し、商工会議所、生活協同組合等の連合組織の場合は許可。)
バザー、作品の実費販売。	文化祭等の公民館行事に限り、実行委員会、連絡協議会の下で経理を公開して実施する場合に可。
公民館が企業と共催して事業を行うことはどうか。	会社、商店等の企業と公民館との共催については、教育効果の高いものは許可する。 (例、電力、ガス会社等の電気の知識教室等で、安全、省エネ、健康の内容を含む。) 上述との共通事項 チラシ、ポスター等を会社、商店等が配布する場合、故意の営利性、宣伝といった面を抑えるため、原稿等の段階で事前に公民館がチェックすることを会場使用の際の条件とする。
公民館名義(後援、共催、推せん)の使用について。	公民館名義の使用は原則として行わない。 (共催事業の際の公民館名、企業名の連盟による広報等は許可。) なお、教育委員会名義の使用については、行事の共催及び後援に関する規定により行っている。

(案)

事 例	見 解
社会教育関係団体が、会社、商店等と呼び、会員に商品を頒布する事業のための会場使用。	他に適当な会社がない場合、条件を付して許可する。 (条件) 1. 会社、商店等が一社にかたよらないように配慮し、なるべく多くの会社、商店を呼ぶか、いろいろな商品を比較して行うこと。 2. 会社、商店等が直接販売することは、会員の購買意欲を無制限に刺激するので、団体が一括購入のうえ、配布から集金まで自ら行うこと。 3. これにより得た利益は、個人に還元せず、団体の活動費（団体名による福祉施設への寄付行為等も含む。）として使用すること。
個人教授、塾経営者が行う事業のための会場使用。	日常の練習活動、発表会、展示会等には許可しない。
社会教育関係団体、一般団体（個人教授、塾経営者を含む。）が会場でプログラム、テキスト等の頒布又は会員券を発行することはどうか。	◦ プログラム、テキストの頒布、会員券の発行については、税対象にならない額で、会計を公開にする条件を付する。 ◦ 低廉なものに限り実費（印刷費相当額）で頒布することは許可する。 ◦ 会員券の販売は、社会教育関係団体の場合は、低廉なものに限り、団体の運営費に充てることを条件に許可。 ◦ 一般団体が行うものについては、営利行為につながるものと判断し認めない。
<u>公民館による主催・共催事業における物品の販売行為。</u>	<u>公民館主催・共催事業における物品の販売行為は、社会教育法第23条第1項に反することから、これを認めない。</u> <u>ただし、以下に例示する物品の販売行為は、郷土意識や都市アイデンティティの醸成に寄与すること</u>

(案)

	<p>から、専ら営利を目的とすることがない範囲において、これを認める。</p> <p><u>【例示】(1) 地域における特徴的な産品（農水産物及びその加工品・伝統工芸品等）</u></p> <p><u>(2) 本市のPRキャラクター等を使用した商品（ただし、当該キャラクターを管理する団体から、使用許諾を得たものに限る）</u></p>
--	--

(案)

2. 第1項2号にいう「特定の政党の利害に関する事業」関係について

事 例	見 解
<del>政党（政治資金規正法第3条にいう。）が行う事業のための会場使用。</del>	<del>政党及び政治団体の会場利用は、何らかの意味で、特定の政党の利害につながるものと判断し、会場の使用を許可しない。（法23条1項の2による。）</del>
<del>政党員のための事業および政党が一般市民に呼びかけて行う事業のための会場使用。</del>	同 <del>上</del>
<del>政治団体員のための事業および政治団体（政治資金規正法第3条にいう。）が、一般市民に呼びかけて行う事業のための会場使用。</del>	同 <del>上</del>
<u>政党<sup>※1</sup>、政派、政党及び議員等の後援会、政治団体<sup>※2</sup>、（以下、「政党等」という）が、広く一般市民に呼びかけて行う事業のための会場使用。</u>	<u>市政・県政・国政報告会（政治学習会、勉強会、時局講演会等を含む）については、一般的な政治的教養の向上などにつながるものであり、公民館の設置趣旨にかなうことから、会場の使用を許可する。</u> <u>ただし、構成員の勧誘、政治資金パーティーなど、特定の政党の利害につながるものと判断される場合は、会場の使用を許可しない。</u>
<u>政党等が、その構成員のみを対象として行う事業のための会場使用。</u>	<u>団体構成員のみを対象とした会場使用は、特定の政党等の利害につながるものと判断し、会場の使用を許可しない。</u>

※1 政党とは、政治資金規正法第3条第2項に規定するものをいう。

※2 政治団体とは、政治資金規正法第3条第1項各号に規定するものをいう。

(案)

3. 第1項2号にいう「公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」の関係について

事 例	見 解
公職選挙法に基づく選挙期間中の立候補者の会場使用。	公民館と公職の選挙について（昭和30年1月13日文教施第14号）社会教育局長通知のとおり、選挙管理委員会の指示により会場の使用を許可する。

4. 第2項にいう「特定の宗教活動」について

事 例	見 解
社会教育法第23条第2項にいう「宗教」の取り扱い。	憲法第89条の精神を解し、特定の宗教団体であれば一切許可しない。
社会福祉事業に関係する団体の場合。	その団体が公共、公益に資することを目的としているものについては、社会教育関係団体と同じ扱いとして許可する。
団体が主催するクリスマス行事。	許可する。 元来は宗教的行事でも、今日では日常習慣の生活行事となっているので認める。



(案)

5. その他

事 例	見 解
労働組合が行う事業の会場使用。	労働組合、即政党活動とはいえないので、次の条件を付して使用を認める。 (条件) 1. 特定の政党の利害に関係するような行為をしないこと。 2. 大会旗やスローガン等を館の内外を問わず立てないこと。(但し、使用する部屋に掲載する場合は、事前に公民館との話し合いによること。) 3. 他の利用者に騒音等で迷惑をかけないこと。
住民運動に対する会場使用の取扱方法。	住民運動団体が学習の範囲をこえて 1. 市の施策に反対する行動を行う場合。 2. 一企業名を名指して非難する場合。(交通安全等全住民が願っているものの運動は許可。) しかし、一企業名を名指して非難する行為は、公民館の中立維持の立場から好ましくないと判断している。 3. 騒音その他で付近の住民に迷惑の及ぶ行為及び館の汚染損傷等が生ずるおそれのある場合。 以上の場合、使用を許可しない。なお学習中に事例として企業名がでることはやむをえないものとしている。